

Q591. 休日労働時間とはどのような時間をいいますか？

休日労働時間とは、労基法35条の法定休日（原則として1週1休以上）に労働させた時間をいいます。

日曜日が法定休日の場合、法定休日ではない土曜日や祝祭日に労働させても、ここでいう休日労働には該当しません（週40時間を超えて労働させれば、時間外労働に該当します。）。

弁護士法人四谷麴町法律事務所

勤務弁護士作成